

第6回 南房総市宿泊税検討委員会会議録

【開催日時・場所】

日 時 令和7年6月5日（木）14:00～14:46

場 所 南房総市役所 本庁舎別館1 大会議室

【出席者】

▼委員

氏 名	所 属 等
せきや のぼる 関谷 昇	千葉大学大学院社会科学研究院教授 【委員長】
おかだ あきら 岡田 晃	千葉県館山県税事務所長
たかぎ ひろかず 高木 弘一	クラブツーリズム株式会社地域共創事業部シニアアドバイザー
せいみや のぶひで 清宮 信英	南房総市観光協会長 【副委員長】
おおかわ ひろし 大川 浩司	南房総市朝夷商工会長
すずき かつや 鈴木 克哉	南房総市内房商工会長
おきの ともり 沖野 友則	南房総市旅館組合長
ほりえ よういち 堀江 洋一	南房総市民宿連合会 代表

▼事務局

南房総市

▼議事要旨

今回が本検討委員会の最終回となることから、本検討委員会としての答申案に対する修正事項を確認した。

「安房地域で足並みを揃える」という表現については、館山市、鴨川市、鋸南町それぞれに異なる事情があり、宿泊施設の規模にも差があることから、足並みを揃えることは現実的に難しいとの意見があり、当該表現を削除すべきとの指摘がなされた。

また、県に対する要望として、修学旅行の費用が高騰している現状を踏まえ、将来的に子どもたちに再び訪れてもらえるよう、修学旅行に対する課税免除を「強く」求めているとの意見が出された。

委員長からは、「この1年間、県の動きも見据えながら、さまざまな制約の中で議論を重ねてきたが、委員の皆様のご尽力により、最終的にこのような答申にまとめることができた」との言葉が述べられた。

【会議録】

1 開会

(事務局)

開会前ですが、皆様にお願いがございます。

携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードに設定をお願いいたします。

本日は委員の皆様におかれましては、お忙しい中御参集いただきまして誠にありがとうございます。

本日の会議の進行を務めさせていただきます市民生活部税務課の和田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に入ります前に資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

不足する資料はありませんでしょうか。

なお、会議に先立ちまして、会議録作成および広報等のため、本日の会議を録音・撮影させていただきます。

また、千葉テレビ放送より取材撮影の申し出がありましたので、これを許可しております。

報道機関、自治体、一般の方々の傍聴を許可しておりますので、御了承くださいますようお願いいたします。

それでは、ただいまから第6回南房総市宿泊税検討委員会を開会します。

2 議事

(事務局)

続きまして、次第の2「議事」に移ります。今後の進行につきましては、南房総市宿泊税検討委員会規則第5条の規定により、委員長が議長を行うことになっておりますので、関谷委員長にお願いしたく存じます。

(委員長)

それでは議事を進めさせていただきたいと思います。

本日の出席委員は8名ということで半数以上の出席がございます。

宿泊税検討委員会規則第5条第2項の規定により会議は成立しているということをまず確認させていただきたいと思います。

いつも通りですが、ご質問等がある場合には挙手をもって指名後にマイクで発言をいただければと思います。

また、同規則第6条の規定により市職員も説明員として出席をしておりますので併せてご了解をいただければと思います。

それでは資料に基づいて議事に入りたいと思います。

今日、予定している議事は報告書の確認となっておりますので、その旨ご確認いただいた上で進めていきたいと思います。

まず、報告書の確認ということで事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

＜報告書の修正箇所について説明＞

(委員長)

ありがとうございました。

前回から検討委員会としての答申案を検討させていただいております。

前回、皆さんからいろいろご意見を頂戴して、それを事務局に一旦預けて、その後もまた事務局にいろいろお寄せいただいたご意見も集約して、今説明いただいたような形で現段階の案としてまとめ上げているところです。

今日、この答申を固めることを予定しておりますが、この答申内容について、以上の修正を踏まえたこの原案でよろしいかどうか、ご意見を頂戴したいと思います。

基本的にこれでよろしければ、このような形にさせていただければと思いますし、もしご意見あるようでしたら承ればと思いますが、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

(委員)

12ページ(1)の税率ですが、下から2行目「また、安房地域で足並みを揃える調整や、集客力を高める用途が整理された場合には、150円まで増額を本検討委員会で検討する必要がある」と、ここに記載されていますが、13ページでは、「集客力を高める追加政策があれば」のみとなっています。

私としては「安房地域で足並みを揃える調整のために150円上げる」という記述はいらないのではないかと思います。再度確認をお願いします。

(委員長)

この点について他の委員の皆さんはいかがでしょう。

12ページの(1)税率のところですね。「また安房地域で足並みを揃える調整や」という部分については、13ページの表には書かれていないので全体としての記述としては、「集客力を高める用途が整理された場合には」という表記のみでいいのではないかと、というご意見ですが、もしそれでよろしければ、そのように修正をさせていただければと思いますが、他の委員の皆さんはいかがでしょう。

(委員)

はい。今のご指摘ですが、私も足並みを揃えるということは必要なしでよろしいかなと思います。

これは鴨川市、館山市、鋸南町、それぞれの事情がありますから、いろんな宿泊施設の規模感なども加味すると、足並みを揃えていくことは難しい部分もあるかと思います。

13ページの税率で「再検討」という形で書かれておりますので、入れなくてもいいのかなと私は思います。

(委員長)

いろんな検討はあるにしても、ここでわざわざ書かなくてもいいのではないかとということでどうでしょう、委員の皆さん、それでよろしければそのようにこの部分については修正をさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

それではその点については、修正させていただきたいと思います。
その他いかがでしょうか。

(委員)

11ページ目(3)の「免税点また課税免除の設定」ですが、実は今、修学旅行の価格がものすごく高くなってしまっている現状がありまして、新聞でも報道されておりますが、中学校の平均が7万円というような数字が出ていて、どんどん上がっています。

その大部分が、交通費と宿泊代という状況になっています。

ここで言いたいのは、県に課税免除をもう一度念押しで強く求めたい。

物価高も含め教育旅行が高騰している現状ですから、未来の子供たちにリピートしてもらえるよう、課税免除を県へしっかりと強く求めていきたいと思えます。

ここの要望には「強く求める」と書き添えていただけないかと思えます。

(委員長)

ありがとうございます。課税免除については、今回改めて県への要望ということで、ここに記すということにしております。

この課税免除、特に教育旅行のような課税免除については、他の自治体でもかなり関心が高く、県に対してそれぞれいろんなアプローチや意見を表明していくという動きも出てきているようですが、南房総市としてもこの点については「強く要望する」という表現として、少し強めた方がいいのではないかとご意見ですが、この点はいかがでしょう。

特にご意見がなければ、「強く求める」ということで、表現については事務局に委ねていただければと思いますが、そのような形で修正させていただきたいと思えます。

他にいかがでしょうか。

(委員長)

大体よろしいでしょうか。

前回の会議からいろいろご意見を頂戴して、ある程度の部分は反映されているかと思います。

もしこれ以外に修正点、過失修正等がなければ、今ご指摘いただいた二つの点を加味して事務局に修正をしてもらい、検討委員会としての答申という形で確定させていただければと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

(委員長)

それでは今の修正点を反映した上で答申という形で固めさせていただきたいと思います。

一応、議題としては以上となります。

約1年ですね、今年の今頃から議論を始めて、いろいろ皆様からご意見を頂戴してきました。

南房総市として独自にこの宿泊税を設けたいというところから始まり、県の動きもありましたので、いろんな制約下の中で形を作るということで、難しいところもございましたが、皆様のおかげをもちまして、このような形で答申をまとめさせていただくことができました。

改めてご協力ありがとうございました。

それでは一旦これで議事は終了させていただいき、事務局にお返ししたいと思います。

3 その他

(事務局)

関谷委員長、委員の皆様、慎重なるご審議ありがとうございました。

続きまして次第の3「その他」でございますが、今後のスケジュールについて事務局より説明いたします。

(事務局)

それでは今後のスケジュールについてご説明をさせていただきます。

この後、答申がございますが、その後につきましては市議会への報告、千葉県への要望と協議、調整に続きまして、総務省との協議、検察庁との協議、その後にパブリックコメントを実施いたします。

これらを経まして、その後に宿泊税条例の制定へと移っていく。

そのようなスケジュールとなっております。

千葉県の導入のスケジュールによるところもございますので、はっきりとしたことは申し上げられませんが、税の徴収の開始については早くても令和9年の1月というような見通しになろうかと思います。

また、状況によりましては、それ以降になる可能性もあるかと思います。

委員の皆様におかれましては1年にわたりまして慎重審議をいただきまして誠にありがとうございました。

本日をもって本検討委員会の審議については終了となります。

なお税制度設計の変更等の提案があった場合について、再度審議が必要になる場合もあるかもしれません。

その際はまたお声掛けさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

(事務局)

ただいまの説明につきまして、委員の皆様から何かご意見がございますでしょうか。

(委員)

令和9年より前に早まることはないんですか。

(事務局)

令和9年の1月というものも、「早くて」というようなお話を聞いてますので、それより早まる事はないかと思います。

(事務局)

はい、他にございませんでしょうか。

(委員)

確認ですが、この宿泊税は法定外目的税だと思います。

目的税なので観光政策に充てることが前提となっていますが、観光以外に使われてしまうという構造的な問題があるのは事実じゃないですか。

そうなってくると、宿泊事業者や旅行者の理解を得る上で大きな障害ではないかと思うので、確認ですがこのようなことは起きないだろうという前提でいいんですかね。

(事務局)

南房総市としては、今でも観光に関してソフト事業やハード事業にそれなりの事業費をかけて事業実施をしております。

宿泊税が導入され、安定した財源が入ってきましたら、観光振興に相応しい使途の検討や、何に使ったのかをしっかりと検証し、納税者である宿泊者または徴収する宿泊事業者に納得していただき、市民にも宿泊税の使われ方を明確に公表していきたいと考えております。

(事務局)

はい、他にありますでしょうか。

ないようですので、以上をもちまして第6回南房総市宿泊税検討委員会を閉会させていただきます。

ありがとうございました。